* 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成１８年５月２９日老発第０５２９００１号厚生労働省老健局長通知）」の一部改正案（抜粋）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び

地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（案）

第１　目的

本要綱は、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域貢献等を支援する先進的・モデル的な取組みを支援するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第２　先進的事業支援特例交付金（市区町村を単位として作成する整備計画に対する交付金）

１　先進的事業整備計画

（１）先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、「介護予防・生活支援拠点」の整備等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

ア　先進的事業整備計画の名称

イ　先進的事業の目標

ウ　イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

エ　先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

オ　先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（２）先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

（３）先進的事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第１号（介護予防・生活支援拠点整備事業を実施しようとするときは、様式第１号－２を併せて提出する。）による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

２　先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

　対象事業

ア　介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号　以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施のために、高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業

イ　既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

ウ　認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

エ　「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業

オ　既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業

３　基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表１の第１欄に定める事業の対象施設ごとに、第４欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第２欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

また、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第３（略）

別表１　先進的事業整備計画に基づく事業



様式第１号

